

介護老人保健施設日和の里 短期入所療養介護

利用料金一覧表

入所利用料

*地域区分：大津市（5級地 10.45）

介護保険報酬 基本利用料		*単位（円）				
	基本単位	算定単位	1割負担	2割負担	3割負担	
在宅強化型 個室（*）	要介護1	819	1日	856	1712	2568
	要介護2	893	1日	934	1867	2800
	要介護3	958	1日	1002	2003	3004
	要介護4	1017	1日	1063	2126	3189
	要介護5	1074	1日	1123	2245	3367
在宅強化型 多床室（*）	要介護1	902	1日	943	1885	2828
	要介護2	979	1日	1023	2046	3069
	要介護3	1044	1日	1091	2182	3273
	要介護4	1102	1日	1152	2303	3455
	要介護5	1161	1日	1214	2427	3640
食費・居住費（1日あたり）						
食費（*）	標準負担額		1日	1710	1710	1710
	第3段階②		1日	1300	1300	1300
	第3段階①		1日	1000	1000	1000
	第2段階		1日	600	600	600
	第1段階		1日	300	300	300
居住費（*） 個室	標準負担額		1日	1640	1640	1640
	第3段階②		1日	1310	1310	1310
	第3段階①		1日	1310	1310	1310
	第2段階		1日	490	490	490
	第1段階		1日	490	490	490
居住費（*） 多床室	標準負担額		1日	370	370	370
	第3段階②		1日	370	370	370
	第3段階①		1日	370	370	370
	第2段階		1日	370	370	370
	第1段階		1日	0	0	0
加算利用料						
サービス提供体制加算Ⅱ（*）	18	1日	19	38	57	
在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅱ（*）	51	1日	54	107	160	
夜勤職員配置加算（2F利用の場合）	24	1日	25	50	75	
認知症ケア加算（2F利用の場合）	76	1日	80	159	239	
送迎加算	184	1回	193	385	577	
療養食加算	8	1食	9	17	25	
個別リハビリテーション加算	240	1回	251	502	753	
若年性認知症入所者受入加算	120	1日	126	251	377	
総合医学管理加算	275	1日	288	575	862	

緊急時治療管理	518	1日	542	1083	1624
特定治療	診療点数×10				
重度療養管理加算	120	1日	126	251	377
口腔連携強化加算	50	1回	53	105	157
特定短期入所療養介護費 3-4 時間未満	664	1日	694	1388	2082
特定短期入所療養介護費 4-6 時間未満	927	1日	969	1938	2907
特定短期入所療養介護費 6-8 時間未満	1296	1日	1355	2709	4063
生産性向上推進体制加算Ⅱ（*）	10	1回	11	21	32
介護職員等処遇改善加算Ⅰ（*）	×0.075	1月	R6年6月～		
介護職員処遇改善加算Ⅰ（*）	×0.039	1月	R6年4～5月迄		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（*）	×0.021	1月			
介護職員等ベースアップ等支援加算（*）	×0.008	1月			
自費利用料（その他の日常生活費およびサービス利用料）					
日用品セット費		1日	330円		
教養娯楽費		1日	180円		
電気代		1日	50円（1品目につき）		
行事・レクリエーション費		1回	実費		
健康管理費		1回	実費		
文書作成料		1通	1620円～		
その他、立替費用		1品	実費		

加算利用料 算定要件	
サービス提供体制加算Ⅰ（*）	介護職員の総数の内、介護福祉士の割合又は経験年数のある介護福祉士が厚生労働大臣の定める基準以上配置している場合に算定されます。
在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅱ（*）	厚生労働大臣が定める在宅復帰・在宅療養支援機能強化体制基準を満たす場合に算定されます
夜勤職員配置加算（2F 利用の場合）	厚生労働大臣が定める夜勤職員配置基準を満たす為、算定されます。
認知症ケア加算（2F 利用の場合）	厚生労働大臣が定める認知症ケアを適切に行うことができる基準を満たす為、算定されます。
送迎加算	送迎をご希望の場合、片道ごとに算定されます。
療養食加算	療養食を提供した場合に算定されます。
個別リハビリテーション加算	利用期間中にリハビリテーションを実施した場合に算定されます。
若年性認知症入所者受入加算Ⅰ	若年性認知症の方に対し短期入所サービス提供を行った場合に算定されます。
総合医学管理加算	厚生労働大臣の定める基準に従い、利用中に治療管理を行った場合、月10日を限度に算定されます。緊急時治療管理料算定日には算定しません。
緊急時治療管理	病状が重篤となり緊急的に治療管理を行った場合、月3日を限度に算定されます。
特定治療	やむを得ない事情により施設で行う医療行為に要した費用に診療報酬に準じて算定されます。
重度療養管理加算	要介護4または5で厚生労働大臣が定める疾患に対し医学的管理を利用中に実施した場合に算定されます。
口腔連携強化加算	施設職員が利用者様の口腔状態評価を行い、歯科医療機関や介護支援専門員に情報提供を行った場合に算定されます。
特定短期入所療養介護費 3-4 時間未満	日帰りで短期入所をご利用した場合に利用時間ごとに算定されます。

特定短期入所療養介護費 4-6 時間未満	常時、看護職員による観察を必要とする難病等を有する重度の方、またはがん末期等の方を対象としています。
特定短期入所療養介護費 6-8 時間未満	
生産性向上推進体制加算Ⅱ（*）	生産性向上に関わる ICT 機器を導入し入所者の安全や介護サービスの質確保、職員負担軽減など方策を施設委員会等で定期的に確認し業務改善効果の情報を厚生労働省へ提出した場合に算定されます。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ（*） R6 年 6 月～	厚生労働大臣が定める基準により、介護職員に対する賃金改善等を実施している場合に算定されます。（R6 年 6 月～）
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（*）	厚生労働大臣が定める基準により、介護職員に対する賃金改善等を実施している場合に算定されます。（R6 年 4～5 月迄）
介護職員等ベースアップ等支援加算（*）	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ（*）	

自費利用料（その他の日常生活費およびサービス利用料）

日用品セット費	利用者様個人で使用されるタオル、バスタオル、シャンプー、剃刀など必要な物の費用として頂戴します。
教養娯楽費	利用者様が行う書道、手芸、工作、カラオケ等、教養娯楽の為に要する費用として頂戴します。
電気代	テレビ、ラジオ、電気毛布、電気髭剃、携帯電話充電器など電気製品を使用される場合に頂戴します。
行事・レクリエーション費	クラブ、レクリエーションなどをご希望により個別で実施した際、頂戴します。
理美容代	委託業者による理美容を利用された際にサービス内容に応じて費用を頂戴します。
健康管理費	入所ご利用中にワクチン接種などされた際に費用を頂戴します。
文書作成料	一般診断書、他事業所への情報提供書類、死亡診断書などを作成した際に頂戴します。
その他、立替費用	利用者様個人で使用される私物を施設が立替払いをした際に頂戴します。

（*）印の加算は体制加算ですですのですべての利用者様へ算定します。

*上記の金額は 1 日あたりの金額ですが、実際の清算時には端数処理により若干の差異が生じます。

また消費税が加算される利用料もございますので御了承ください。

*日用品費、その他教養娯楽費等の費用については、利用時の心身の状況によりご相談いただく場合もございます。